



福岡県人権啓発情報センター

# ヒューマン・アルカディア

2022  
なつ

Vol.90

あなたに気づける  
私でありたい。

## 特集 パートナーシップ宣誓制度

2015年東京都渋谷区と世田谷区で始まったパートナーシップ宣誓制度は、今では200以上の自治体で実施され、8つの都道府県で導入されています。ここ福岡県においても、2022年4月に導入されました。

なぜこの宣誓制度が必要とされるのか、その背景には性的少数者が抱える社会の中での生きづらさや直面する様々な問題が存在しています。

ヒューマン・アルカディア「なつ」号では、「パートナーシップ宣誓制度」を特集し、あらためて性の多様性とそれが尊重される社会のあり方について考えます。

● パートナーシップ宣誓制度が始まりました!  
福岡県

● 「LGBTQ+調査2020」から考える、  
LGBTQ+をめぐる人々の意識

株式会社電通グループ 電通総研/電通ダイバーシティラボ なか がわ さ ゆ り 中川 紗佑里さん

● パートナーシップ制度がもたらすもの

広島修道大学人文学部 教授 かわ ぐち かず や 河口 和也さん



# パートナーシップ宣誓

～性の多様性を認め合い、たくさんの

県では、県民の皆さんが性の多様性について正しい理解と認識を深め、性的指向や性自認にかかわらず、人生を共にしたい人と安心して生活できる



## 性の多様性とは？

### LGBTという言葉聞いたことはありますか？

レズビアン(L)、ゲイ(G)、バイセクシュアル(B)、トランスジェンダー(T)の頭文字をまとめたもので、性的少数者の総称の一つです。他にも、アセクシュアル(他者に性愛感情を抱かない人)やクエスチョニング(自分の性的指向や性自認が決められない、またはあえて決めない人)など、さまざまな人がいます。

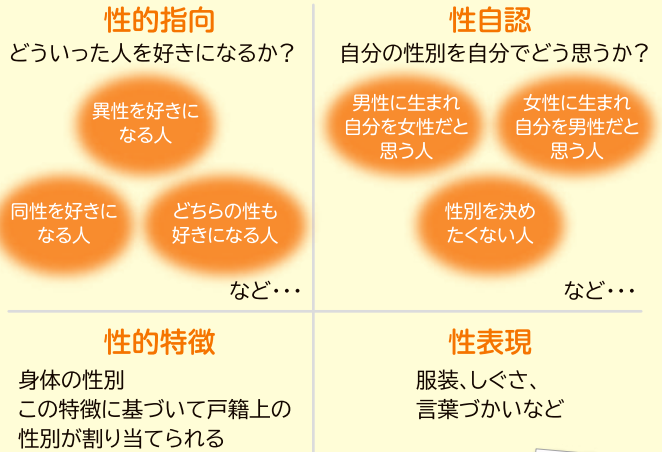
各種調査(※)によると、人口の3～10%が性的少数者と考えられます。しかし、周囲の無理解や偏見を恐れて、伝えることができない人も多く、性的少数者の人が身近にいることに気付いていない人も少なくありません。

(※)三重県男女共同参画センター、日高庸晴 宝塚大教授による共同研究 高校生一万人アンケート(2017)、電通ダイバーシティ・ラボ(2018)、大阪市民の働き方と暮らしの多様性と共生に関するアンケート(2019)

### 大事なことは・・・

性的少数者の人が身近にいることを知って、理解することです。そして、それぞれの人にとっての「自然」や「当たり前」をお互いに認め、尊重し合うことが大切です。

### 性を構成する4つの要素



### レインボーガイドブック

性の多様性について学べるガイドブックです。基礎知識や性的少数者の人への配慮事項などを記載しています。



詳しくは ▶ [福岡県 レインボーガイドブック](#)

検索



## リアルな声を聴いてみました！

### 性的少数者のカップルもパートナーとして歩めたら

私は女性として生まれましたが、心は男性で、女性のパートナーがいます。私はその人と結婚したかったので、性別適合手術を受けて戸籍上の性別を男性に変えました。このことで預金や家といった資産の相続人を妻にすることができましたが、同性同士では難しいこともあります。また、手術を受けてまで性別を変えたくないと思っている人もいます。宣誓制度のスタートが、性的少数者のカップルもパートナーとして歩んでいけるきっかけになることを願っています。



濱田さん

### 「こういう人もいるよ」と柔らかく伝わる世の中に

私は男性として生まれましたが、女性らしく生きたいという葛藤に苦しみ、2年前から家族の気持ちも考えながら、少しずつ自分に正直に生き始めました。家族は理解と葛藤が半々のようですが、私自身がありのまま過ごし、明るくなったことで少しずつ受け入れてってくれています。「多様性」という言葉を嫌う人もいますが、押しつけではなく歩み寄りを大切にする思いを知ってもらうことで、「こういう人もいるんだな」と柔らかく伝わる世の中になるといいなと思います。



ゆうさん

### 普通に「パートナーです!」と胸を張って言えるように

私のセクシャリティはゲイで、長年連れ添っているパートナーと一緒に暮らしています。ある日、パートナーと一緒に病院に行った時、聞きにくそうに互いの関係性を聞かれ、違和感を感じたことがありました。こんな時、普通に「パートナーです!」と胸を張って言えるような世の中になればいいなと思います。福岡県の取り組みが、住宅や保険、病院など多くの民間企業で「性の多様性」について考えるきっかけになることを期待しています。



マサハルさん

# 制度が始まりました!



笑顔で暮らしていける福岡県へ～

少数者の人が安心して生活し、活躍できる福岡県の実現を目指しています。  
よう、4月1日から新たに、「パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

4月1日  
スタート!

## 福岡県パートナーシップ宣誓制度

### ● どんな制度?

双方または一方が性的少数者のカップルが、日常生活において相互に協力し合い、人生を共にすることを県に宣誓し、県が「パートナーシップ宣誓書受領証カード」を交付する制度です。

### ● 要件は?

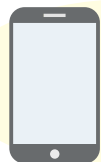
- 成年であること
- 県内居住か転入予定であること
- 独身であること
- 近親者でないこと

### ● 必要な書類は?

宣誓書の提出時に、住民票の写し、独身証明書(本籍地の市町村役場が発行)、本人確認書類(運転免許証など)を添付

### 手続きの流れ

#### 宣誓の2週間前まで

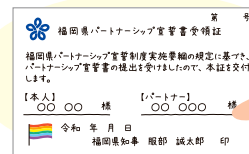


人権・同和対策局調整課に  
電話もしくはメールで予約  
※3月1日から予約受付開始

#### 宣誓の当日



カップルで県に宣誓書を提出し  
パートナーシップを宣誓  
※プライバシーに配慮した個室で対応



宣誓書受領証カードを受領

### 受領証カードによって 利用できる県のサービス

- パートナーとの県営住宅の入居申込
- パートナーとの県住宅供給公社の賃貸住宅の入居申込
- 県立太宰府病院での病状説明・治療方針の同意
- 生計同一世帯のパートナーとの生活保護申請
- 障がいのある人の同居パートナーに対する自動車税減免申請

今後、サービス拡充のため、市町村や民間企業などにも協力を呼びかけます。



### Ally(アライ)になろう!

- Allyとは、性的少数者のことを理解し、自分にできることは何かを考えて行動する支援者のことです。
- 性の多様性を深めるきっかけとなるよう、レインボーストラップをイベントなどで配布しています。



Allyであることを表す  
レインボーストラップ

出典:「福岡県だより」(2022年3月号)





# 「LGBTQ+調査2020」から考える、LGBTQ+をめぐる人々の意識

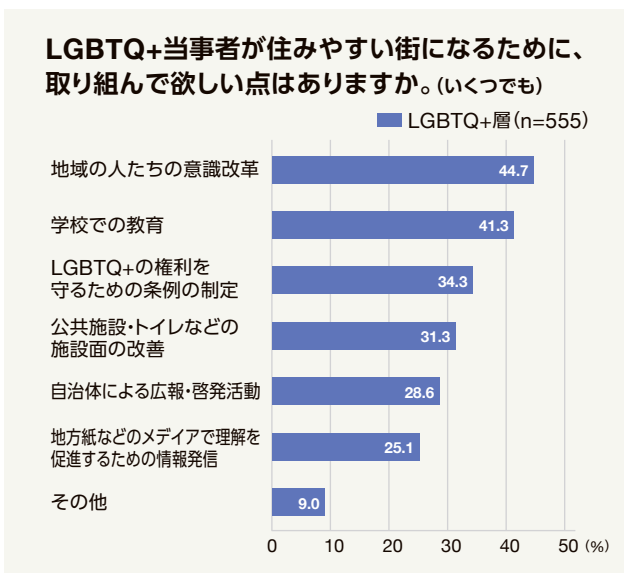


株式会社電通グループ 電通総研／電通ダイバーシティ・ラボ なかがわ さゆり 中川 紗佑里さん

電通ダイバーシティ・ラボでは、ジェンダー分野のプロジェクトに取り組み、企業で講演やワークショップをおこなう。「LGBTQ+調査」「世界価値観調査」「ジェンダーに関する意識調査」などを担当。共著に「図解ポケット ビジネスパーソンが知っておきたいLGBTQ+の基礎知識」(2022年 秀和システム)。

## 求めるのは、地域の人たちの意識変容

電通ダイバーシティ・ラボが実施した「LGBTQ+調査2020」によると、LGBTQ+の当事者が「住みやすい街になるために取り組んで欲しいこと」のトップは、「地域の人たちの意識改革」(44.7%)でした。2位以下には「学校での教育」(41.3%)、「LGBTQ+の権利を守るための条例の制定」(34.3%)、「公共施設・トイレなどの施設面の改善」(31.3%)といった行政に対するハード面・ソフト面での期待が続きます。



性的マイノリティの人々が生きやすい社会づくりには、制度や環境の整備が欠かせません。しかし、それと同じくらい重要なのが、同じ地域に生きる人々の意識や態度、行動の変化です。多様な性のあり方を子どもの頃から学ぶことができる社会、大人になっても偏見や思い込みを手放せる社会に向けて、本稿ではLGBTQ+をめぐる人々の意識を、調査結果をもとに考えたいと思います。

## 「LGBTQ+調査2020」の概要

ダイバーシティ&インクルージョン領域の調査・研究を行う電通グループの社内横断組織、電通ダイバーシティ・ラボは、2012年からLGBTQ+を含む性的マイノリティに関する調査を続けています。直近では2020年12月に「LGBTQ+調査2020」を実施し、日本在住の20歳～59歳の個人を対象に、事前スクリーニング調査60,000人、本調査6,240人(うちLGBTQ+層該当者555人、非LGBTQ+層該当者5,685人)から、インターネット調査で回答を得ました。

県・地域レベルでの比較を可能にするため、47都道府県ごとにサンプルを均等割付し、回答者全体の結果として提示するときはLGBTQ+層割合、人口構成比に合わせて、都道府県、性別、年代(20～30代/40代～50代区切り)でウェイトバックをかけています。

## LGBTQ+をめぐる人々の意識の地域差

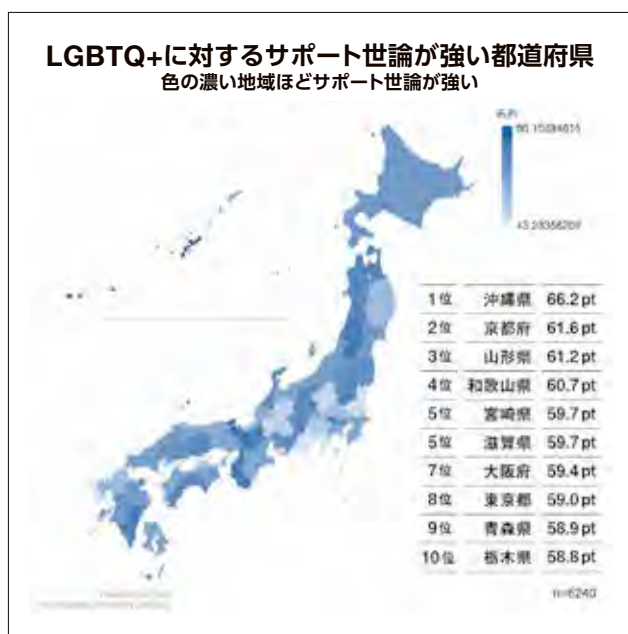
まず、LGBTという言葉の理解に関する質問から見ていきましょう。調査に回答する前の状態として「LGBTの意味を理解していたか」という問いに対し、「理解していた」もしくは「ほぼ理解していた」と回答した人の割合を県別で比較してみると、最も高かったのは京都府(87.3%)、次いで東京都と神奈川県(86.9%)、沖縄県(85.7%)という結果となりました。本冊子が配布される福岡県は78.8%であり、47都道府県の平均は78.6%なので、全国的に見て平均的なレベルと言えます。

次に、LGBTQ+の人たちをサポートする意識はどうでしょうか。ここでは以下5問の回答の合計から算出した平均値をスコア化したものを「LGBTQ+サポート世論」と呼び、その強さを都道府県別に比較してみたいと思います。

## 「LGBTQ+サポート世論」算出に使用した5問

- 1 「LGBTQ+などの人々も含め、全ての人が安心して過ごせる環境を作ることが大事だと思う」
- 2 「LGBTQ+の当事者に不快な思いをさせないために、LGBTQ+について正しく理解をしたいと思う」
- 3 「LGBTQ+など多様なセクシュアリティ(性)の人たちも、基本的人権が尊重され、平等に扱われるようにする必要があると思う」
- 4 「LGBTQ+の当事者の人々への、職場や社会での差別は今も存在するので改善するべきだと思う」
- 5 「婚姻や共同親権など、異性のパートナー同士が持つ権利を同性カップルが持てないのはおかしいので改善するべきだと思う」

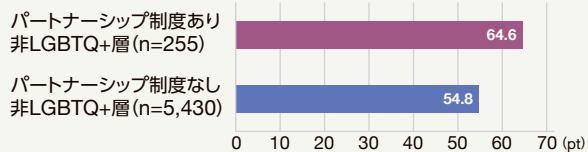
LGBTQ+サポート世論が最も強い都道府県は、沖縄県で66.2pt。次いで京都府(61.6pt)、山形県(61.2pt)、和歌山県(60.7pt)、宮崎県(59.7pt)という結果になりました。福岡県は50.0ptとなり、47都道府県の平均54.6ptと比べるとやや弱いというのが現状でしょう。



## パートナーシップ制度とサポート世論の関係性

しかし、パートナーシップ制度の導入が、人々の意識変容のきっかけとなる可能性を示唆するデータも出ています。パートナーシップ制度の有無<sup>※1</sup>によって、前述のLGBTQ+サポート世論に違いがあるのかを調べたところ、パートナーシップ制度がない地域では54.8ptだった一方、ある地域では64.6ptと10pt近く差がありました。

## LGBTQ+サポート世論



この設問は時系列比較を行うことができないため、パートナーシップ制度が人々の意識を変えたのか、もともと市民の意識が高い地域でパートナーシップ制度が施行されているのかを特定することはできません。しかし、パートナーシップ制度が導入されている地域では、行政だけでなく、医療や不動産、保険、冠婚葬祭など、民間が提供するサービスでも、対応が期待されます。これまでLGBTQ+をめぐる課題に無関心だった人でも、仕事や近所付き合いなどを通じて向き合う機会が生じたケースもあるでしょう。

## 他人事から自分事にするきっかけに

実際、LGBTQ+を積極的にサポートしたいという姿勢をもつ非LGBTQ+層は、回答者全体平均と比較して、身近に性的マイノリティの当事者がいると認識している割合が高いことが明らかになっています。<sup>※2</sup>その他にも、海外居住経験の割合が高く、海外の映画・ドラマなどのコンテンツを視聴する頻度も高い傾向があります。日常生活における人との接触やメディアは、多様な性のあり方を知り、多様な価値観を受容するのに、一定の役割を担っていると推測されます。

ここまで見てきたように、パートナーシップ制度はその地域に住むすべての人々の意識に変化をもたらす可能性を秘めています。制度の人口カバー率が5割を超えた今、その影響がより大きくなることは想像に難くありません。これからも電通ダイバーシティ・ラボでは、LGBTQ+をめぐる社会の変化に呼应しながら、人々の意識の変化を追いかけていきます。

※1 本調査では、居住地を都道府県レベルでしか聴取していないため、パートナーシップ制度の有無については、回答者の回答に基づく。

※2 非LGBTQ+層のクラスター分析の詳細は、ウェブ電通報に掲載の「一番多いのは「知識ある他人層」～LGBTQ+に対するストレート層のクラスター分析」(<https://dentsu-ho.com/articles/7812>)を参照ください。





寄稿

## パートナーシップ制度がもたらすもの



かわぐち かずや  
広島修道大学人文学部 教授 **河口 和也**さん

(2002年4月より広島修道大学助教授、2003年4月より同大学教授)2022年4月より人文学部長。

筑波大学大学院博士課程社会科学研究科単位取得満期退学。

専攻は社会学で、とくにゲイ・スタディーズ、クィア・スタディーズの領域で研究。最近、性的マイノリティに対する社会意識と政策の研究、地方都市で生活するLGBTに関する研究を行っている。また、近年は、ゲイの当事者として教育関係者・行政関係者・企業関係者に対して、LGBT対応関連の講演活動を行っている。広島県男女共同参画財団LGBT関連顧問。

著書に『ゲイ・スタディーズ』(1997年 青土社)、『クィア・スタディーズ』(2003年 岩波書店)、『同性愛と異性愛』(2010年 岩波書店)、『教養のためのセクシュアリティ・スタディーズ』(2018年 法律文化社)など。

渋谷区が同性パートナーシップ証明制度を開始したのは2015年4月であった。これは「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」に基づく制度であり、現在パートナーシップ制度と呼ばれているもののうちで最初の事例である。2015年11月には、2例目となる世田谷区の「同性パートナーシップ宣誓制度」が開始された。渋谷区の制度が議会によって承認される形の「条例」によるのに対して、世田谷区の制度は、「要綱」といういわゆる首長権限において策定される事務的マニュアルとして制定されるものである。いずれも、当初は同性カップルに向けた制度として発足し、手続きをしたカップルに対して「カップルとして証明する」あるいは「宣誓書を交付する」制度となっている。

渋谷区と世田谷区の制度発足から、パートナーシップ制度を策定する自治体も増えてきた。とりわけそうした自治体が急増したのは2019年あたりであった。パートナーシップ制度が始まった「2015年」は、日本社会で急速にLGBTQ+や性的マイノリティ、あるいは性の多様性に対する注目度が高まり、「LGBT元年」と呼ばれるほどの「LGBTブーム」なる現象をもたらす時期でもあった。行政として横並びであれば制度が作りやすかったという自治体側の事情もあったのだろう。いずれにせよ、この時期以来、パートナーシップ制度実施自治体は急速に増えていったといえる。

このようなパートナーシップ制度は、メディアなどを通じて、ときに「婚姻に相当する」というような説明をされるときもあるが、それは誤解を生む可能性もある。市民のなかにはパートナーシップ制度の存在により、「日本では同性同士が結婚できるようになった」と思いこんでいる人もいないではない。しかし、実のところパートナーシップ制度は法的効力もほとんどなく、その制度を利用する人たちにとっての実際のメリットがあるのかどうかといえば、心もとない部分もある。とはいえ、現時点でパートナーシップ制度は必要ないということにはならないと思う。

パートナー関係が公的に認められていないことで、カップルの生活は多くの問題や障壁に直面することになる。そうした問題や障壁は生活において多岐にわたる。たとえば、パートナーが病気で入院や手術をするときの病室への入室や手術同意などが難しいという問題。また、救急搬送される場合にも、「友人」扱いをされることもあり、そうした場合には、病状等の説明がなされないこともある。パートナーが死亡した際には、財産相続での困難が生じるのはもとより、法的な家族・親族がパートナーの面会を拒否した場合には死に目にも会えない可能性も出てくる。さらに、同居していた住まいがパートナーの所有であれば、そこに住み続けることもできなくなるかもしれない。そして、住居が賃貸住宅の



場合には、性的マイノリティ・カップルの入居に対して、それを拒む住宅オーナーも一定程度存在する。私自身、10年、20年前なら、同性カップルの入居を拒む不動産オーナーもいるとは思ったが、実際には最近の2021年にも同性カップルの入居を拒むオーナーの存在がSNS上で問題となったことがあった。沖縄県において「契約申し込みにあたっての同意書」のなかで、入居を断わる対象として「LGBTの方」という項目が含まれていたというのだ。また、2018年に賃貸住宅企業が行った不動産オーナーに対する意識調査では、「同性カップルの入居をしてほしくない」と考える人は3割弱、そして「入居をためらう/他の希望者をなるべく優先する」と回答したのは、2割弱存在することが明らかになった。

このような事例やデータを見る限り、性的マイノリティのカップルが生活の基盤となる住まいを探すことがきわめて困難であるというのは残念ながら事実である。住宅購入を考える場合、男女の共働きであれば共同ローンを組むことが可能であるが、同性カップルの場合には共同ローンが組めないという場合がほとんどであるという。

ここに挙げた障壁の例は氷山の一角であり、これ以上に多くの困難や課題が存在している。そして、パートナーシップ制度の整備によって、こうした問題のすべてが解決するわけではない。しかしそれでも、パートナー関係によって生活をしていこうという性的マイノリティにとっては、パートナーシップ制度は意義あるものである。

言うまでもないことだが、パートナーシップ制度を実施する自治体では、性的マイノリティを含むカップルがその制度を利用できるという可能性があることは重要である。制度がなければ、利用したいと思ってもできないわけで、新たな選択肢ができたということである。そして、自治体にとっては、この制度を有するという事は、その自治体内に性的マイノリティが居住・生活していることを想定しているということである。カミングアウトが難しい状況では、性的マイノリティはその存在が見えにくい人たちであるのだが、自治

体はそのような不可視な人びとの存在を想定して、施策を行っていく可能性を認識しているということになる。これまで不可視であることから、社会においては性的マイノリティに対する差別的な言動や処遇が行われてきたが、少なくとも自治体として性的マイノリティの存在を想定・想像し、これからの施策を考えたり、準備することにもつながっていく。さらに、こうした効果は、自治体施策という枠を超えて、民間企業や民間業者へも広がっていく可能性という形で、民間への波及効果が期待される。事実、早い時期にパートナーシップ制度を始めていた札幌市や大阪府などの自治体では、LGBTQ+に対する取り組みを行っている民間企業と連携し、そうした企業の取り組みを自治体のウェブサイトで紹介したり、その実績を顕彰したりもしている。パートナーシップ制度による自治体の施策では限界もある中で、このような形で民間企業がLGBTQ+に対する対応を開始し、それが増えてくれば、結果的に性的マイノリティのカップルの人たちの生活における問題が解決に向かったり、改善されたりすることになるのだ。先に述べた性的マイノリティの不動産オーナーからの入居拒否などの問題は、民間の不動産業者の意識変化が伴わなければ可能ではなかっただろう。

2022年4月の時点で、200以上の自治体がパートナーシップ制度をもっており、その自治体の人口を合わせると日本の人口の50%を超えるという。制度が意識を創造し、変化させていくという役割を果たすとすれば、それは日本の半分以上の人たちへの啓発にもなる。そしてカップルとして生きていくことを自治体も支援してくれているとなれば、性的マイノリティの人たちはこれまで想像すらできなかった生のあり方の実現を想像/創造することができるようになるのだ。



## 同和問題啓発強調月間テーマ

# 「いのちの尊厳と平等—わたしにできること」で考える

福岡県人権啓発情報センター 館長 たにくち けんじ 谷口 研二

先日参加した人権教育実践交流会の資料に次のようなことが書かれていました。

“私達には、コロナ禍で見聞きしたこと、考えたこと、実践したことを交流し、共有し、次の世代に継承していく責任があります。(略)感染した人や医療・流通に関わる人を非難する自己責任論や職業差別事象、思い込んだ正義を振りかざして他者を攻撃する「自粛警察」事象、デマ情報のネット上の拡散など、ハンセン病差別や部落差別事象に見られる「差別の仕方」と共通する「差別を温存・助長する土壌」が根強く残っていることが明らかになってきています。部落差別問題に向き合い同和教育を創造してきた先達と私達の間での世代間継承が大きな課題であることと同様、私達には「新型コロナウイルス感染症体験」を言葉にしていく責任があります。”

さらに続けて、昨年末のCOP26(国連気候変動枠組み条約第26回締約国会議／イギリスのグラスゴーで開催)に日本から参加した16歳の高校生が「グラスゴーではたく

さんの人が危機感をもって参加していて、希望を感じた。私は『自分たちの将来が脅かされているから今動かないと間に合わない』と思って活動してきたが、すでに苦しんでいる人がいることを知った。危機は今起きている問題だ」と言ったことを紹介し、「SDGsの取り組みを、今まで気づかなかった他者の苦しみに気づき、共に生きるために考え・行動することのできる主体を形成していく人権教育の取り組みと重ねて進めていくことが重要だと考えます」と述べていました。

全国水平社創立100年の今年。自分を卑下したり、同情を求めたり、報復したり、隠したりするのではなく、「虐められることは恥ずかしいことではない。自分を誇ろう。人間が人間を尊敬し合うことによって、差別すること・されることから解放される社会をつくろう」とした水平社宣言。今年の同和問題啓発強調月間テーマ「いのちの尊厳と平等—わたしにできること」を通して、「宣言」からのメッセージを受け止め、交流し、共有する場が生まれることを願っています。

## 同和問題教室

ヒューマン・アルカディアでは、同和問題について専任の講師がわかりやすく解説を行う同和問題教室を実施しています。

講師による講話と常設展示室の展示解説を通して、同和問題の歴史などを詳しく知ることができ、職場やPTAの研修等にもご活用いただけます。詳しくは当センターまでお問い合わせください。



- JR鹿児島本線春日駅から90m
- 西鉄天神大牟田線春日原駅から720m



### あなたの声をお聞かせください

ヒューマン・アルカディアに対する質問や要望などをお待ちしています。

TEL : 092-584-1271  
FAX : 092-584-1273  
E-mail : f-jinken@fukuoka.email.ne.jp

インターネットを使って施設のご案内などを行っています。アクセスは、下のアドレスまで。

**WEB** <https://www.fukuokaken-jinken.or.jp/>

令和4年7月12日発行

公益財団法人

**福岡県人権啓発情報センター**

〒816-0804

春日市原町3丁目1-7 クローバープラザ7階

●総務課／TEL : 092-584-1270

●事業課／TEL : 092-584-1271 FAX : 092-584-1273

